

新型コロナウイルス対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長
(内務大臣指示の発出))

令和4年7月6日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が8月1日まで延長されました。
- スラバヤ市を含む東ジャワ州内38縣市全ての地域は、引き続き、活動制限レベル1です。
- ジャカルタ首都圏の活動制限レベルが2に引き上げられました。

1. 7月4日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を8月1日まで延長する旨の内務大臣指示(2022年33号)を発出しました。

2. 同内務大臣指示により、スラバヤ市を含む東ジャワ州内38縣市全ての地域は、引き続き、活動制限はレベル1とされました。また、ジャカルタ首都圏(ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市)の活動制限レベルが2に引き上げられました。ジャワ・バリにおける活動制限レベル1の内容については、5月25日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100348378.pdf>)、活動制限における制限レベル2の内容については、3月8日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100313160.pdf>)を参照してください。

なお、同日発出されたジャワ・バリ外で活動制限に関する内務大臣指示(2022年34号)により、ジャワ・バリ外の地域では、西パプア州ソロン県を除く全ての地域において活動制限レベル1とされています。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)